



第9条

要望及び苦情の相談

要望及び苦情の相談窓口を設置しております。

①相談窓口 利用時間 営業時間内

携帯電話：090-6168-8921

特定医療法人 博仁会 第一病院

地域包括支援特任師長 訪問看護ステーションことり管理者

②当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

高崎市長寿社会課介護保険室

電話 027-321-1250

群馬県国民健康保険連合会 介護保険課内

電話 027-290-1323

第10条

情報開示

必要があるときは利用者または扶養者もしくは家族等に関する情報を、介護保険サービス利用のため、または適切な在宅療養のために、市町村、介護保険事業者、医療機関等に開示することがあります。

第11条

賠償責任

- (1) 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償責任を速やかに行います。
- (2) 事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

年 月 日

訪問看護サービスの提供に当たり、訪問看護重要事項説明書に基づいて説明を行いました。

事業者住所 高崎市下小鳥町 1317 番地

事業者名称 訪問看護ステーション ことり

説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は、上記の説明を受け同意しました。

利用者名 \_\_\_\_\_

サービス利用料及び利用者負担

介護保険：法令に準じて1割～3割負担

	訪問看護	介護予防訪問看護	
30分未満	471単位	451単位	プラス地域単価数 10.42 の1割～3割
30分～60分未満	823単位	794単位	プラス地域単価数 10.42 の1割～3割
60分～90分未満	1128単位	1090単位	プラス地域単価数 10.42 の1割～3割
特別管理加算（ひと月）	I = 500単位	プラス地域単価 10.42 の1～3割	
	II = 250単位	プラス地域単価 10.42 の1～3割	

カテーテル・機器等の特別な管理を行うための加算です。

訪問看護利用料 令和6年6月 改正

実費負担 介護保険での訪問は、交通費の負担は、ありません。（特例を除く）

交通費（片道）

1 km 未満	無料
1～5km 未満	1回 200円
5～10km 以上	1回 300円
10km 以上	1回 500円

衛生材料費 実費

訪問看護サービスの日程と内容

曜日	時間帯	内容
月	: ~ :	状態の観察、バイタルサイン測定、血糖測定、 入浴介助、薬の管理、排便コントロール、 リハビリ、介護相談、医療連携
火	: ~ :	
水	: ~ :	
木	: ~ :	
金	: ~ :	
土	: ~ :	

令和6年6月1日 更新